

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第20号
令和7年7月20日

令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙における投票区の投票管理者の職務を代理すべき者の辞任に伴い、新たに選任する必要が生じたため、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項の規定により、次のとおり選任しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会
委員長 古河 真人

第二投票区の投票管理者の職務を代理すべき者

役職名	住 所	氏 名	所 属	職名
職務代理	広島市西区	田坂 英樹	財政局収納対策 部徴収企画課	課長補佐